

勧告に対する是正等措置報告書の提出を受けました

川崎市人権オンブズパーソンが、令和7年3月12日付けで川崎市教育委員会教育長に対して行った勧告「体罰及び不適切な指導について」について、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第5項の規定に基づき、同年5月9日に教育長から是正等措置の報告を受けましたので公表します。

なお、報告について、次のとおり飛田人権オンブズパーソンのコメントを申し添えます。

1 人権オンブズパーソンの勧告を踏まえた教育委員会における是正等措置の主な内容

勧告事項1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること
(是正等措置の主な内容) 相談の受付や調査体制の在り方の検討、ガイドライン等の作成、研修の見直し等について、他都市事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら取り組んでいく。
勧告事項2 体罰について、判断基準を定めること
(是正等措置の主な内容) 文部科学省の通知や生徒指導提要をもとに、他都市事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら、令和7年度中に判断基準を盛り込んだガイドライン等を作成していく。
勧告事項3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること
(是正等措置の主な内容) ・教育委員会事務局内で事案を共有し、教職員への指導や人的措置終了後も、不適切な指導等を行った教職員の改善の様子や管理職へのヒアリング、児童生徒へのアンケート等を行うフォローアップ訪問を実施していく。 ・事案発生後に相談した児童生徒や保護者への報告、児童生徒からの相談を受け付ける体制の整備等も併せて実施していく。

2 飛田人権オンブズパーソンコメント

・令和7年3月12日付けの勧告「体罰及び不適切な指導について」において行った勧告事項3点について、今後の対応に向けた教育長の考え方を確認しました。 ・当方からの指摘を受けて、体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても学校から教育委員会に対して報告書を提出する運用に変更されたなど、既に改善されたものもあるようですが、体罰の疑いがあった場合の調査体制等をはじめ、学校内での子ども達の安全確保に向け、引き続き、可能な限り速やかに御検討いただくとともに、その後の進捗状況等を御報告いただきたい。

添付資料

【別紙】 是正等措置報告書（令和7年5月9日・川崎市教育委員会教育長）

【参考】 勧告「体罰及び不適切な指導について」（令和7年3月12日・川崎市人権オンブズパーソン）

川崎市 HP「人権オンブズパーソンとは?」にも掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/59-2-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



問合せ先

(人権オンブズパーソン制度に関すること)

市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 原

電話 044-200-1464

(報告書等の児童生徒指導に関すること)

教育委員会事務局学校教育部指導課 伊藤

電話 044-200-3318

(報告書等の教職員の人事に関すること)

教育委員会事務局職員部教職員人事課 武田

電話 044-200-3274

第7号様式

是正等措置報告書

7川教指第233号
令和7年5月9日川崎市人権オンブズパーソン
飛田 桂 様川崎市教育委員会
教育長 落合 隆

令和7年3月12日付けの勧告に係る是正等の措置につきましては、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第5項の規定により、次のとおり報告します。

勧告事項	1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること 2 体罰について、判断基準を定めること 3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること
是正等の措置	別紙のとおり
所管課	川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 電話番号 51302 職員部教職員人事課 電話番号 50501
備考	

1 勧告事項1「体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること」について

本勧告の内容を踏まえ、教職員の更なる指導改善にむけて、次のとおり、相談の受付や調査体制の在り方の検討、ガイドライン等の作成、研修の見直し等について他都市事例の調査や有識者からの意見聴取を行いながら取り組んでまいります。

(1)「子どもの再被害を防止すること」について

発意調査に至った事案については、事実を調査するとともに、担任を外し、研修を受けさせるなどの措置を講じてきているところですが、結果として十分な指導改善に至っていないことから、学校や事務局において、教職員の指導改善を確保するための対応の在り方について検討してまいります。

また、貴職からの提案を受け、令和6年10月から運用を改善し、教職員が体罰を行った場合だけでなく、教職員の指導が体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても、「教職員の指導に関する報告書」により、速やかに各区・教育担当に提出することとしました。報告書を受け取った各区・教育担当は、学校教育部指導課に連絡し、速やかに学校での事実確認等の調査を行い、教育委員会事務局内で情報共有を行うとともに、教職員への指導や人事的措置等について組織的な対応を図ってまいります。

(2)「相談窓口の新設」について

本市では、教育委員会事務局学校教育部各区・教育担当を設置し、各区役所に学校・地域連携担当として併任・配置し、学校や保護者から寄せられる様々な相談のほか、各機関が実施している学校への様々な相談に対して、その都度、学校の管理職をはじめ、教職員、保護者、児童生徒の相談や支援を行っており、教職員による不適切な指導の疑いがあった場合にも、各区・教育担当が速やかに事実確認を行い、必要に応じて管理職や教職員に対して指導、助言を行っております。

全市の各区・教育担当の対応件数は、令和5年度は延べ7122件、令和6年度は延べ5735件ありました。また、教育委員会事務局内に教育相談室を設置し、教育に関する全般的な相談や体罰や先生との関係の悩みの相談を受け付けており、令和5年度は延べ531件、令和6年度は延べ506件ありました。これらの相談を受けた各区・教育担当は、管理職や該当する教諭へのヒアリングや授業参観を実施し、保護者が訴えている事実を確認し、管理職および訴えられている教職員への指導助言を行うなど、その多くの事案に対応してきているところです。

そのほか、児童生徒や保護者が利用することができる相談窓口には、現在、次のようなものがあり、これらの相談内容にも区・教育担当が対応しております。

- ・川崎市総合教育センター電話相談（全般）
- ・川崎市インターネット問題相談窓口
- ・川崎市退職教職員の会・教育支援室 やまびこ相談
- ・かわさきチャイルドライン
- ・川崎市児童虐待防止センター
- ・川崎いのちの電話

- ・24時間子どもSOS電話相談
- ・横浜地方法務局（川崎支局）相談窓口
- ・横浜地方法務局（人権擁護課）相談窓口

なお、上記（1）で述べたとおり、本市では、貴職からの提案を受け、令和6年10月から、「教職員の指導に関する報告書」の様式を作成し、教職員の指導が体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても、学校は速やかに各区・教育担当に報告を上げ、教育委員会事務局内で組織的な対応ができるようにする趣旨で運用を改めたものでございます。

教職員人事課に相談窓口を新設し、一元化することについては、上記のような窓口との関係や連携のスキーム等を検証することが必要であるため、当面、上記の窓口に寄せられた児童生徒や保護者の相談内容や学校からの報告等について、関係部署で共有しながら、組織的な対応を図ってまいります。

（3）「調査チームの新設」について

本市では、体罰や不適切な指導が疑われる際には、各区・教育担当が学校へ行き、管理職や該当する教職員、場合によっては保護者や該当する児童生徒からも聞き取り等の事実確認を行っており、管理職や該当する教職員へのヒアリング等の実施後に、学校教育部指導課に連絡し、教育委員会事務局内で共有するなど、組織的な対応を図っているところでございます。今後、より適切な調査の実施に資するよう、調査に当たる体制の在り方等について検討してまいります。

（4）「情報収集や記録化」について

本市では、現在、区・教育担当は各学校からの児童生徒やその保護者、教職員からの相談を受け付けた場合には、事実関係の調査を行い、保護者からの相談や教職員に対するヒアリングや指導の内容を記録し、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則等に基づき管理しているところですが、引き続き適切に情報を収集し記録できるよう取り組んでまいります。

（5）「学校での対応」について

学校が保護者等から相談を受けるなどして事態を把握した際には、子どもたちが毎日を過ごす学校が組織的に対応し、速やかに事実確認を行う必要があり、個々の事案によって態様も経過も異なるため、まずは相談者に寄り添い、児童生徒の安全を第一に考えた方法で事実確認を行っております。そのことで、多くの相談はスピード感のある対応となり、児童生徒の安心した学校生活につながっているものと考えておりますが、児童生徒の負担を軽減するためできる限り聞き取りを効率的効果的に行うことが重要であることから、より適切な事実確認の在り方等について検討してまいります。

（6）「子どもの安全を確保するための対応方法」について

ア 「手引きの策定」について

令和4（2022）年度に12年ぶりに改訂された生徒指導提要は、文部科学省が、小学校段階から高等学校段階における生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書とし

て発行しているものであり、昭和40（1965）年に生徒指導提要の前身である「生徒指導の手引き」として作成されて以降、合計で3回の改訂が行われています。

本市においても、令和4（2022）年度に児童生徒指導ハンドブックを19年ぶりに改訂し、人権尊重教育を基盤とすることはもとより、一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う支援教育の理念を踏まえた、今求められる児童生徒指導の基礎知識から実践に必要な内容を示しており、これらの手引きを参考に、すべての児童生徒にとって安全・安心で、魅力ある学校づくり目指しているところですが、今後、教職員の更なる指導改善に向けて、より具体的に事例等を示すガイドライン等を作成するとともに、様々な研修の機会を通じて、適切な児童生徒指導の実施について周知徹底を図ってまいります。

イ 「チームの設置と心のケア」について

教職員による不適切な指導が生じた場合は、それぞれの事案に応じて、調査に参加する教職員の選定等を適切に行ってまいります。

（7）「研修の実施」について

本市では、毎年「体罰及び不適切な関わりの防止等に係る校内研修の実施及び実態把握について」の依頼文書を発出し、体罰禁止の徹底や、児童生徒への不適切な関わりの防止に努めるよう通知しています。各学校では、指導主事や有識者を講師として要請して研修を実施する等、各校の実態に応じて工夫して行っており、その内容や校長の所見についての報告も求めているところです。

初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次研修において、体罰禁止や不適切指導の防止について周知徹底を図るほか、児童生徒指導の中心となる教職員が参加する児童生徒指導連絡会や支援教育コーディネーター研修においても、引き続き、外部講師による指導に関する講演会や研修を実施しており、管理職に対する研修においても、学校事故及び違法行為と合わせ、体罰や不適切指導に係る周知徹底を図っているところですが、上記アに記載したガイドライン等の作成と併せ、教職員による不適切な指導が生じないようにするための研修、事案が生じた場合の対応等に係る研修について改善を図りながら取り組んでまいります。

（8）「担任又は教科等をもたない職員の配置への努力」について

平時より各学級を見回る体制については、市立学校175校に配置することは職員配置、それに係る費用の観点からも非常に難しいと考えておりますが、再発防止の観点から、管理職等の見回りは抑止的な観点からも重要であることから、これまでどおり管理職を中心に教務主任、支援教育コーディネーターなどが見回る体制を徹底するとともに、学年単位でも課題を共有し、管理職に報告するなどの仕組みを構築し、未然防止や事案の早期把握に努めていきたいと考えております。

2 勧告事項2「体罰について、判断基準を定めること」について

文部科学省初等中等教育局長通知（24文科初第1269号）において、「体罰は、学校教

育法第11条において禁止されており」、校長及び教員は、「児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない」とされており、同通知における児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例で体罰の具体例が示され、また、令和4年12月に改訂された生徒指導提要では身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為ではない不適切な指導と考えられ得る例として示されており、本市においてもこれらに基づいて対応をしてきたところです。

教員の更なる指導改善に向けて、より具体的に事例等を示せるよう、文部科学省の通知や生徒指導提要をもとに他都市の事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら、令和7年度中に判断基準を盛り込んだガイドライン等を作成していきたいと考えております。

3 勧告事項3「有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること」について

上記1(2)のとおり、各区・教育担当においては、学校や保護者から寄せられる様々な相談のほか、各機関が実施している学校への様々な相談に対して、その都度、学校の管理職をはじめ、教職員、保護者、児童生徒の相談や支援を行っており、教職員による不適切な指導の疑いがあった場合にも、各区・教育担当が速やかに事実確認を行い、必要に応じて管理職や教職員に対して指導、助言を行っております。事案が解決した後も、管理職へのヒアリングを実施し、子どもたちの安全が学校内で確保され続けているか確認をしているところです。

教職員の体罰や不適切な指導を受けた児童生徒の安全が確保できるように、事案については教育委員会事務局内で共有し、教職員への指導や人事的措置が終了した後も、対象となった教員への改善の様子の確認や管理職へのヒアリング、児童生徒へのアンケート等を行うフォローアップ訪問を実施してまいります。なお、事案発生後に相談した児童生徒や保護者への報告や児童生徒からの相談を受け付ける体制の整備等も併せて実施してまいります。

令和7年3月12日
6年度勧告第1号

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満 様

勧 告

「体罰及び不適切な指導について」

川崎市人権オンブズパーソン
飛 田 桂

令和5年度及び同6年度に、人権オンブズパーソンにおいて、体罰及び不適切な指導が疑われる事案について調査を実施した結果、教育委員会の対応は、人権保障の観点から課題が存在すると認められた。

よって、教育委員会に対し、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第1項に基づき、下記のとおり勧告する。併せて、同条第5項に基づき、是正等の措置について60日以内に報告することを求め、同条第7項に基づき、勧告及び報告内容を公表する。

記

第1 勧告事項

- 1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること
- 2 体罰について、判断基準を定めること
- 3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること

第2 勧告理由

別紙のとおり

以上

勸告理由

第1 勸告に至る経緯

1 体罰及び不適切な指導についての調査

(1) 勸告の背景

令和5年度及び同6年度、人権オンブズパーソンにおいては、体罰及び不適切な指導（以下「体罰等」という。）が疑われる事案を条例に基づき調査してきた。多くの事案では、学校の対応が十分であると確認できたが、一方で、一部ではあるものの、十分な対応がされず、同一教員による体罰等が繰り返される等、子どもの権利が侵害された事案があった。

川崎市は、こども基本法に先駆けて川崎市子どもの権利に関する条例を定め、かつ、子どもの権利救済機関である人権オンブズパーソンを設置しており、子どもの権利を守る取り組みを行ってきた先進的な自治体である。体罰等への対応については、全国的に十分な議論が尽くされていないものではあるが、先進的に子どもの権利について取り組んできた川崎市として、体罰等から子ども達を守ってほしいと考え、勸告に至った。

(2) 勸告の背景となった事実

本勸告では、事案が特定されないようにするため、人権オンブズパーソンが条例に基づき調査した事案について、各事案を総称して「本件」、各事案における各調査を総称して「本件調査」という。

人権オンブズパーソンでは、本件調査において、下記の事実を認定した。いずれも市立学校におけるものである。なお、破線は、当事者間で一致しなかった事実である。下記イ記載の痣については、腕を掴んだことは当該教員が認めており、他の教職員らも腕に痣ができていたことを目視又は写真で確認していたが、当該教員及び当該校長は、因果関係について否定した。人権オンブズパーソンとしては、掴んだ位置と痣の位置とが近接していたと教職員らが証言したことや、学校及び教育委員会の判断に合理的な根拠がなかったことから、因果関係は認められるものと考えた。

記

- ア 教員が、怒りに任せて子どもの衣服を掴んだこと
- イ 教員が、子どもの腕をつかんで、子どもの腕に痣ができたこと
- ウ 教員が、子どもの目前において、怒りに任せて（当該教員又は子ども

- もが) 持っている物を、床(子どもの足元)に叩きつけたこと
- エ 教員が、子どもに対して、侮蔑的で人格を否定するような声掛けをしたり、子どもの意に沿わないあだ名を付けて他の子どもの前で呼んだり、「黙れ」等と子どもに対して言ったこと
- オ 教員が、複数回、泣いている子どもに対して、子どもの様子を確認することもなく叱責し続けたこと
- カ 教員が、上記イについて学校の調査を受け、その後、不適切な指導であったとして教育委員会から指導を受けたにも関わらず、当該調査対象とは異なる子どもの腕を掴み、強い苦痛を感じさせたこと
- キ 上記カについて、不適切な指導であったとして再度指導を受けた教員が、その後、学校及び教育委員会によって担任として任命され、当該教員が、新たな学級において、子どもの腕を掴んだり、怒鳴ったりしたこと
- ク 教員が、体罰が疑われる行為をしたとして調査を受け、当該教員が概ね事実を認めていたにも関わらず、学校全体での情報共有が不十分で、他の教職員が当該教員を当該子どもに接近させ、結果として当該子どもが授業を受けられなくなったこと

2 子ども達の権利が侵害されていること

(1) 体罰であり人権侵害が認められる行為について

第1の1記載のア及びイは、後述するように体罰(学校教育法第11条)に該当し、明らかに子ども達の権利を侵害している。

(2) 体罰ではないが人権侵害が認められる行為について

川崎市では、身体に対する侵害及び肉体的苦痛を与える懲戒以外については、体罰と規定していないため、第1の1記載のウ及びエは、体罰には該当しない。

しかし、同ウについては、事案の特定につながる可能性があるため詳細な事実経過は記載できないが、合理的な理由もなく、怒りに任せて、子ども又は教員が持っていた物を、子どもの足元に叩きつけており、正当な理由なく人の身体に向けた物理的な行為であるといえ、暴行罪に該当する可能性のある行為である。

また、同エの声掛け及びあだ名については、やはり詳述できないが、子どもに対して使用することの許されない、侮蔑的で、子どもの人格を否定するような内容であり、第三者に対して言えば、侮辱罪や不法行為に該当する可能性のある行為である。

このように、同ウ及びエの各行為は、川崎市においては体罰ではないものの、明らかに子ども達の権利を侵害するものである。

(3) 子ども達の安全を害する行為について

第1の1記載のオないしクの教員の各行為は、各行為単体では人権侵害行為と即断できないとしても、前後の行為を含めた総体としては、人権侵害行為の一部である。

また、被害を受けた子ども達だけではなく、見ていた子ども達の中にも、強い恐怖を感じている者が複数おり、学校内で安心して安全に生活をする利益も侵害されている。子どもを守るべき立場の教員から攻撃的な言動を受けた又は目撃した子ども達の傷つきは、看過しがたいものである。

なお、学校及び教育委員会が再被害を防止できなかったことは、市に課せられた子どもの安全について配慮する義務に違反する可能性がある。

(4) 小括

第1の1記載の各行為は、人権オンブズパーソンが把握した複数の事案から抜粋した事実ではあるが、これらをとってみても、子ども達に対する人権侵害行為があったことは明らかである。

3 子ども達の安全に重大な懸念があること

子ども、保護者及び人権オンブズパーソンが、教育委員会に対して対応を求めたにもかかわらず、学校及び教育委員会が十分な対応をせず、当該教員が、同種の行為を繰り返したことや子どもの権利を新たに侵害する行為をしたことは、子ども達の安全に関する重大な懸念である。

川崎市には、①体罰の判断基準が存在しておらず、②当事者の言い分に齟齬があると、事実を認定しないまま、単なる「不適切な指導」があったに過ぎないとして、十分な調査をしていなかったことや、③当該教員に対して指導又は研修をするに留まり、子どもの安全確保を十分にしなかった、という共通の課題があり、本件は、個別の教員又は学校だけの問題ではなく、体罰等に対する教育委員会全体の課題である。

かかる現状は速やかに是正される必要がある。

4 総括

以上の次第で、川崎市の子ども達に対する人権侵害行為が認められ、現状を是正する必要があるため、勧告をすることとした。

第2 人権オンブズパーソンが求める是正措置

1 はじめに

本件調査において判明した課題が解決されるよう、本項では、意見とともに、人権オンブズパーソンにおいて求める是正措置の具体的内容を述べる。

2 勧告事項1について

(1) 子どもの再被害を防止すること

現在、教育委員会では、体罰等を繰り返した疑いのある教員に対しても、指導をすることや研修を受けさせる等に留まっており、結局のところ、十分に子どもたちの安全を確保しないまま安易に担任として命じているなど、子どもたちの安全が害されることを防止できていない。

体罰等を繰り返す教員については、指導又は研修を繰り返すことでは不十分であり、十分な対応をしたと考えることはできない。特に、改善を図るための研修が実効性のある内容であったかについては、疑念がある。

多くの子ども達がアンケート調査において当該教員の加害行為を受けた又は見たと回答し、聴取に応じた複数の子ども達が泣きながら被害を訴え、教育委員会もかかる被害聴取に一部同席していたにも関わらず、教育委員会が子ども達の安全を確保するための十分な対応をせずに、再度担任を命じたことには衝撃を禁じえず、到底看過できるものではない。

教員が、体罰又は子どもの権利を侵害する行為を伴う不適切な指導（以下「人権侵害を伴う指導」という。）をした場合において、子ども達の再被害を防止する措置をとるべきである。

(2) 相談窓口の新設

川崎市では、学校が教育委員会へ体罰について報告するのは、疑いの段階ではなく、発生が認定された後になっている。また、本件調査では、子ども又は保護者が、学校又は教育委員会に対して、被害を訴え出ていたにも関わらず、十分な対応がされなかったことにより、結果的に人権オンブズパーソンによる調査が必要となった。体罰については、人事に直結する可能性がある重大な問題であり、疑いの段階から教育委員会が一元的に把握する必要がある。

そこで、相談及び報告の窓口（以下「相談窓口」という。）を本庁の教職員人事課（以下「人事課」という。）に新設し、人員配置をした上で、人権侵害を伴う指導については、疑いの段階で速やかに把握し、調査につなげる体制をとられたい。

(3) 調査チームの新設

ア 調査主体について

本件調査では、学校及び教育委員会が、複数の事案において、体罰か否かの判断にあたって、事実を認定せずに不適切な指導と結論づ

けているなど、そもそも事実認定をしていなかったことが判明した。

体罰等、人権侵害を伴う指導か否かの判断は、子どもの安全に直接にかかわる問題であるとともに、教職員にとっても人事にかかわる重大なことである。人権侵害を伴う指導の判断においては、適切な調査が行われた上で事実が認定されるべきであり、事実を認定するための調査チームを設置すべきである。

調査チームとしては、第三者委員会が調査するものと、専門家の助言も得ながら教育委員会が調査するもの（以下「教育委員会調査」という。）を設置すべきである。

いずれの調査チームが調査をするかは、必ず法律及び事実認定に関する専門家の助言を得た上で、当事者の要望、事案の緊急度や重大性等を検討して、決定すべきである。

イ 教育委員会調査について

人権侵害を伴う指導の調査は、人事課及び指導課双方の観点が必要になるため、人事課及び指導課の合同調査とし、必ず双方の職員が関与するチームで調査すべきである。

調査チームの構成員としては、各区を担当する教育委員会職員（以下「区担」という。）並びに、本庁の人事課、指導課及び相談窓口の職員等とし、利害関係人は参加できないこととすべきである。

調査を進めるにあたっては、本庁の人事課及び指導課に所属する調査チームの責任者が、調査方針を決定する会議を、1週間に1回程度実施し、その際には必ず専門家が同席すべきである。

現地で調査を担う区担にも、人員配置が必要である。同人らは、子ども達からヒアリング等を実施する可能性があることから、子どもから話を聴く専門手法に精通しているべきである。なお、教員不足であることから、増員する職員については、教員免許の有無を問うべきではない。

(4) 情報収集や記録化

川崎市には、学校又は教育委員会が情報を収集した場合や証拠を得た場合に、誰が、どのように保管するかといった具体的な定めがない。

情報を収集し、適切に記録する方法について、専門家の助言に基づき手引き等を策定されたい。また、具体的な調査においては、専門家から個別に助言を得て、適切に実施すべきである。

(5) 学校での対応について

学校が、保護者等から相談を受けるなどして事態を把握した場合にも、原則として、学校ではなく教育委員会設置の調査チームが聴き取

りを実施すべきである。

子どもの安全確保のために、必要やむを得ず、学校において事実確認をする場合には、子どもや教職員の心理的負担を軽減し、司法手続きに備えるため、子どもの安全確認のための最低限の事実に限って、1度のみ行われるべきである。そして、聴き取った内容は、適切に記録化されるべきである。

また、学校は、教育委員会に対して、疑いの段階から、速やかに報告を行うべきである。具体的な報告及び対応については、学校が、直接、適時に、専門家の援助を受けられることが重要であろう。感度高く問題を発見し、迅速に対応できるよう、どんな相談でも、適時に相談できる仕組みをつくられたい。

(6) 子どもの安全を確保するための対応方法

ア 手引きの策定

本件調査では、子どもの安全が、迅速かつ的確に確保された事案が比較的多かったものの、特定の事案では十分に確保されず、当該教員によって子どもの人権が新たに侵害されたものもあった。

人権侵害を伴う指導の疑いが発生した際に、新たな被害が発生することを防止するためには、専門家から助言を受けて、チームで多角的に検討した上で、学校全体で対応するべきである。

そこで、事実調査と並行して、子どもの安全を確保するための対応ができるよう、具体的な対応方法についても併せて手引きを策定されたい。

イ チームの設置と心のケア

子どもの安全を確保するための対応を判断する際も、危機管理としての側面があるため、複数人で多角的に判断することが重要である。そこで、学校、区担、調査担当の教育委員会職員及び専門家等がチームを構成し、情報共有を行い、連携して子どもの安全を確保し、心のケアといった対応をすべきである。調査対象者等の利害関係人は参加できないこととすべきであり、管理職が利害関係人の場合には、当該管理職はチームに入らないことが前提となる。

(7) 研修の実施

学校や教育委員会において、子どもの安全確保が手引き通り実践できるよう、事例での具体的な対応方法（情報の収集や記録化を含む）についての検討会等、実効性のある研修を実施すべきである。また、体罰、学校事故及び違法行為等について、学校管理職及び教育委員会職員に対して、少なくとも1年に1回は外部講師による研修を実施すべ

きである。研修の内容についても、専門家と検討されたい。

また、教員の指導の改善を図るために実施している指導改善研修についても、複数の有識者から助言を得ながら、問題点を改善するための実効的な研修に変更されたい。

(8) 担任又は教科等をもたない職員の配置への努力

本件調査の過程では、複数の子ども達から、管理職等の見回りがほとんどなかったという声があった。教室が閉鎖的になると、教室内での問題がみえにくくなり、また、子ども達が外部に相談しづらくなる。学級運営の適正化や、子ども達との信頼関係の構築という観点から、平時より各学級を見回る職員がいることが望ましい。

そこで、各学校に、担任や教科等をもたない職員を配置するよう、教育委員会において努力されたい。なお、教員不足の観点から、教員免許の有無は問わない。

3 勧告事項2について

体罰及び不適切な指導について、複数の専門家の意見をもとに、判断基準を定められたい。その際に、体罰の定義についても再度検討されたい。

4 勧告事項3について

本勧告によって、一定の体制構築がされることを期待するものではあるが、一時的にならないよう、有識者会議や被害を受けた子どもたちの声を聴いて、更なる改善に向けた議論を行い、議論の結果に基づき運用を見直していくことが必要である。

毎年、子ども達の安全が学校内で確保されているかを検討し、現状及び検討結果を公表されたい。

以上

問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

電話 044-200-1464